

コロナ禍におけるコミュニティ・スクール導入準備のあり方

古谷 成司

富里市立富里南小学校

文部科学省は、学校運営に地域住民や保護者が参画することにより、地域の実情に応じた特色ある学校づくりを実現するために、各校に学校運営協議会を導入することを求めている。これを受け、富里市教育委員会から 2022 年度から導入するように市内各校長が指示を受け、2021 年度中に準備をすることになった。しかし、コロナ禍のため地域住民や保護者が集まる機会が無い状況において、コミュニティ・スクールの進め方の協議が困難であった。そこで、このような状況下でも、学校運営の基本方針の策定と学校運営協議会委員の選定を行う方法を模索したところ、学校の抱える課題の中から地域と共に解決すべき課題を明らかにし、その課題解決にあたるにふさわしい人物と対話を進めながら選定することで、基本方針の策定や委員の選定が可能になることがわかった。

キーワード：コミュニティ・スクール、学校運営協議会、地域協働学校本部、学校運営の基本方針

1. 問題の所在

1.1. はじめに

文部科学省(2017)は、全国の小・中学校、高等学校、特別支援学校に対して学校運営協議会の設置を努力義務化する通知を出した。ここで示されている学校運営協議会を設置した学校のことをコミュニティ・スクールと呼んでいる。

当通知により、全国的にコミュニティ・スクールの数が増加している¹。そのため、筆者が勤務する富里市においても 2022 年度 4 月からコミュニティ・スクールを導入するとの指示が富里市教育委員会教育長よりあった。富里市立富里南小学校(以下、「本校」とする)の校長である筆者としてはこの時期にコミュニティ・スクールの導入の指示が来ることに對して当惑があった。

なぜならば、コミュニティ・スクールは教職員だけでは成り立たず、保護者や地域の住民と連携して作り上げていかなければならないからである。本校では 2020 年 3 月に臨時休校の措置をして以来、新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐために、保護者すら自由に学校に入学することを許可していない。また、筆者は 2020 年 4 月より校長として赴任したため、コミュニティ・スクールの導入指示を受けた時点で学区の住民との直接的なつながりもないままだった。

ここで、本校の概要について述べておく。

令和 3 年 5 月 1 日現在で、児童数 423 名で学級数は 16 学級(特別支援学級 3 学級を含む)である。職員数は 32 名で、内訳は県費負担教職員 26 名、市会計年度任用職員 5 名、市委託用務員 1 名となっている。

学区の状況であるが、住宅地区(葉山・立沢)と農村地区(高野・武州・洗心)がある。洗心地区は 2013 年に洗心小学校が本校と統合したことで新たに加わった。学区が広いため、1~3 年生はバスで通学する子どもが 100 名を超えており、これらのバスは 3 つの地区に出ている。4 年生以上になるとこれらの地区から自転車に通学することになっている。

また、富里市教育委員会の施策の一つとして「富里市ジョイント・スクール推進事業」を実施している²。ジョイント・スクールとは、義務教育 9 年間の教育課程上の円滑な接続を図ることを目指す考え方で、そのため既存の中学校区を一つの学園とみなして小・中学校の接続を行うこととしている。

これを受けて富里南中学校区の学校は富里南学園の学校としており、学園内の学校は学校行事の交流だけでなく、学習指導や生徒指導等について定期的に会議をもって同歩調で学校運営を進めるように心がけている。

コロナ禍前に、当校は保護者や地域の住民とどのようなつながりをもっていたかを以下述べることにする。

保護者については、4 月の授業参観や学年初め学級懇談会、PTA 総会に始まり、5 月の除草奉仕作業、6 月の授業参観、7 月の個人面談、8 月の除草奉仕作業、9 月の運動会、10 月の学習発表会、11 月の PTA バザー、1 月の授業参観、3 月の学年末保護者会と保護者をつながりをもつ機会は 10 回あり、毎月定例の PTA 役員会議を入れると、20 回を超える集まりがある。しかし、2020 年度、2021 年度は新型コロナウイルス感染症予防のためにほとんどを中止とし、低学年・中学年・高学年を入れ替えて実施する運動会と学期に 1 回程度の PTA 役員会議しか行っていない。

地域の住民については、4 月に富里南小学校区連絡協議会総会が行われ、ここで主だった地域で役職に就く方

Seiji FURUTANI: How to Prepare for the Introduction of Community School in the COVID-19 Pandemic
The Elementary School of Tomisato-Minami

と顔合わせができ、学校の教育活動について説明する機会がある。その後も当連絡協議会を中心に行われる防災訓練や防犯活動、敬老会等が行われる予定になっており、これらの活動を実施するにあたって事前に会合も行われる。しかし、2020年度、2021年度はPTA活動と同様の理由で全ての会合、活動が実施されていない。

このように、コロナ禍において、特に地域の住民とのつながりがもてないなかで、どのように地域の住民と連携してコミュニティ・スクール導入に向けた準備を進めればよいか不明であった。また、具体的な導入の仕方について富里市教育委員会から指示もなかった。

そこで、コロナ禍において地域の住民や保護者との会合を開けないという学校外との連携が困難な状況にあってもコミュニティ・スクールを作り上げるにはどのようにしたらよいか、その方策を模索することにした。

まずはコミュニティ・スクールとはどのようなものかを調査研究することとした。

1.2. コミュニティ・スクールについて

2004年6月24日「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正されたことにより、コミュニティ・スクールが始まった。文部科学省(2021b)では、当法律の改正に関する通知では、法律を改正した趣旨を以下のように示している。

公立学校の運営についての地域の住民や保護者等の意向等が多様化、高度化している状況に的確に対応し、公立学校教育に対する国民の信頼に応えていくためには、地域の住民や保護者のニーズを学校運営により一層的確に反映させる仕組みの導入が必要である。このため、校長と地域の住民、保護者等が、共同して学校づくりを行うとともに、より透明で開かれた学校運営を進め、地域に信頼される学校づくりを実現する観点から、各教育委員会の判断により、地域の住民や保護者等が一定の権限を持って学校運営に参画する合議制の機関として学校運営協議会を設置することを可能とするものであること。

この趣旨に鑑みると、地域の住民や保護者から信頼される学校づくりを行うことが重要であり、そのためにも地域の住民や保護者が学校運営に参画する仕組みをつくっていくことが必要であることが読み取れる。

2017年には「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」をさらに法改正し、コミュニティ・スクールの設置を教育委員会の努力義務とした。

では、趣旨にある「地域の住民や保護者等が一定の権限を持って学校運営に参画する」とは何を指しているの

だろうか。

文部科学省(2018)は、コミュニティ・スクールには3つの機能があるとしている³。

1つめの機能は「校長が作成する学校運営の基本方針を承認することである。学校運営協議会に参加する地域の住民や保護者等に対して、校長が作成した学校運営の基本方針を示し、承認を受けることにより、学校と学校運営協議会において、「どのような子どもに育てていきたいのか」「どのような学校を目指すのか」というビジョンを共有するということである。

2つめの機能は「学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる」ことである。1つめの機能で校長の作成した学校運営の基本方針に承認するとあるが、単に承認するだけでなく、教育委員会や学校に対して学校運営に意見を述べるができるということである。このことは、学校運営に対して学校と共に積極的に関わることにつながるとともに、学校の中では見えない地域での状況を把握することにもつながることから大事な機能であると考えられる。

3つめの機能は「教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる」ことである。このことは、特定の教員を採用したり、転退職させたりするものではなく、どういった類いの教員の配置を要望するかというものである⁴。例えば、個別指導が必要な児童が多い場合に学習支援員の配置を希望するといったことである。

これら3つの機能を見ると、学校運営の基本方針に承認すること、学校や教育委員会に対して学校運営についての意見や教職員の任用について意見を述べるができることが「地域の住民や保護者等が一定の権限を持って学校運営に参画する」ととらえることができる。

ただ、コミュニティ・スクール導入の準備にあたり、これら3つの機能から以下の疑問点が考えられる。

それは、学校運営の基本方針を示す時期と学校運営協議会からの意見についてである。富里市教育委員会においてコミュニティ・スクールに関する規則が定められていない時点で学校運営協議会を正式に立ち上げることは難しい。

そのため、1つめの機能である「校長が作成する学校運営の基本方針」に対して承認されるのは新年度に入ってからということになる。また、2つめの機能である「学校運営協議会からの意見」は新年度に入ってから述べられ、そのことによって教育課程を大きく変更することが考えられる。そうなった場合には学校現場には大きな混乱が生じる。なぜならば、一般的に4月1日の職員会議において校長が学校運営の基本方針を教職員に示すからである。なお、学校運営の基本方針については保護者や地域住民に向けても示す必要が出てくる。

教職員の任用に関する意見については、基本的に導入した年度の途中、特に後半からでないと本格的な人事的な要望は難しいと考えられる。

こうした疑問については後程考えることにするが、疑問が解消され、先に述べた 3 つの機能が発揮されることにより、学校運営が円滑に進むとするならばコミュニティ・スクールに対する期待は大きくなる。

1.3. コミュニティ・スクールの成果と課題について

コミュニティ・スクールを導入することによって、どのような成果を期待することができるのだろうか。

佐藤 (2016) は、コミュニティ・スクール指定校 675 校のうち約 8 割の校長が満足感を抱いているとしている⁵。具体的に見てみると、以下の点を成果としている。なお、カッコ内の割合は校長が成果として認識していると回答した人数の割合である。

- ・学校と地域が情報を共有するようになった (92.6%)
- ・地域が学校に協力的になった (87.7%)
- ・地域と連携した取り組みが組織的に行えるようになった (84.0%)
- ・特色ある学校づくりが進んだ (83.0%)
- ・学校に対する保護者や地域の理解が深まった (82.6%)
- ・学校関係者評価が効果的に行えるようになった (82.5%)
- ・保護者、地域に学校支援活動が活発になった (80.6%)
- ・教職員の意識改革が進んだ (77.4%)
- ・学校が活性化した (76.1%)
- ・児童生徒の学習意欲が向上した (50.3%)
- ・保護者や地域からの苦情が減った (46.2%)
- ・児童生徒の学力が向上した (32.9%)
- ・適切な教員人事がなされた (23.0%)
- ・教職員が子どもと向き合う時間が増えた (19.8%)

70%以上の高評価がされている内容を見ると、コミュニティ・スクールを導入することにより、学校や保護者、地域の理解や連携が進み、学校を支援しようとする機運が高まっていることが読み取れる。

また、すでにコミュニティ・スクールを導入している学校はどのような取り組みをしているのかを見ていくことにする。

まず、奈良県の富雄北小学校の取り組みであるが、活動の柱を決めて取り組んでいる⁶。柱の 1 つめが 2004 年に女兒誘拐事件が起きたことから「命を大切に教育」となっており、集団登下校の見守り活動や防災教育等を行っている。柱の 2 つめが「富雄を誇る子どもの育成」として、地域の環境を生かした総合的な学習の時間に取り組んでいる。柱の 3 つ目は「充実した学習

として、学習支援が中心とした活動になっている。具体的には生活科の昔の遊びや家庭科のミシンの使い方等の支援を行っている。

当校は過去の事件の反省から登下校の見守りに特に力を入れているようである。筆者の勤務校においても近隣で小学生の痛ましい交通事故が起きていることから安全な登下校に対する意識が高まっている。また、個別指導を必要とする子どもが多いことから学習支援を求めているところも似ており、コミュニティ・スクールとしての取り組みについて大変参考になる。

次に、岩手県大槌町の取り組みであるが、東日本大震災による大きな被害を受けたことを課題として、「ふるさと科」という大槌町独自で教育課程を組んでおり、この学習を生活科や特別活動の一部、総合的な学習の時間に実施している⁷。「ふるさと科」の推進では、地域住民も参加する合同避難訓練を実施する等、防災に対する理解を深めるとともに、災害時における主体的な判断力と実践力の育成を図っている。

筆者の勤務校においても 2 年前に台風の影響で体育館が避難所となった経験がある。こうしたことから地域の住民とともに行う防災教育の取り組みについては参考になる。

では、こうした成果を期待して導入を図るためにはどうしたらよいのだろうか。

導入にあたって、千葉県教育庁教育振興部生涯学習課学校・家庭・地域連携室が市町村のコミュニティ・スクール担当者向けに作成したコミュニティ・スクールの導入ガイダンス⁸ (以下、「当ガイダンス」とする。)を参考にすることとした。導入前年に学校として行うことは、以下の 4 つとされている。

- (1) 学校運営協議会設置に向けて企画会議等で協議し、職員会議等でコミュニティ・スクールについて校内の教職員に周知する。
- (2) 学校運営協議会設置に向けて保護者・地域住民に周知する。
- (3) 学校運営協議会委員候補者の選定と打診を行う。
- (4) 学校運営協議会委員の推薦書を作成し、市教育委員会へ提出する。

当ガイダンスを見ると、(1) については企画会議や職員会議等で実施することができる。(2) については学校ホームページや学校便りで周知したりすることが考えられる。もちろんこれで十分とは言えないが、コロナ禍なので現時点では致し方がないところではあろう。

(4) については書類上の手続きなので問題なく実施することができるだろう。

一番の課題は (3) の学校運営協議会委員の候補者の選定をどのように行うかということであろう。

当ガイドでは、導入に関して具体的なことまで言及されているわけではない。文部科学省（2015）は、コミュニティ・スクールにおける課題として、「適切な委員の確保・選定に苦勞する」と挙げている。

また、神奈川県総合教育センター（2018）でも、コミュニティ・スクール未導入校の69%が学校運営協議会のメンバーの確保・選定が難しいとしており、その理由として、既存の学校評議員以外のメンバーの選出が難航することやどのような人材を集めたらよいか、その活用はどのようにしたらよいか不安を抱えていることが挙げられている⁹。こうしたことから、学校は日頃から地域の情報収集をし、地域人材の発掘に努めることが必要であるとしている。

確かに、各々の地区の現状から課題を見出し、それを解決に導いていくことはコミュニティ・スクールを活性化させる上で重要な視点であると考えられる。しかしながら、コロナ禍の現状で地域の住民を集めることは避けなければならないことから課題をどのように見つけていくかは大きな問題であろう。

ここまでについて、来年度コミュニティ・スクール導入に向けた課題を整理すると、大きく分けて4つあると考えられる。

1つめは、学校運営の基本方針の示し方についてである。コミュニティ・スクール導入前に4月の職員会議において校内の教職員向けに示していた内容を、教職員だけでなく保護者や地域の住民にも示していく必要があるということである。そうすると、保護者や地域の住民にも理解してもらえるように、今までとは基本方針の示し方を変えていく必要がある。

2つめは、学校運営の基本方針の承認についてである。4月から混乱無く教育活動を進めるために学校運営協議会においてどのように承認を受けるかを考えていく必要がある。

3つめは、学校運営協議会の委員の選定についてである。冒頭でも述べたようにコロナ禍により地域との連携が図れていない現状で学校運営協議会の委員を選定するのは困難を生じると考える。例えば、学校運営協議会の委員に学校教育そのものを批判的に捉えている人物を選定すると、合議制とはいえ途端にコミュニティ・スクールが暗礁に乗り上げてしまうことになりかねない。

4つめは、コミュニティ・スクールで解決すべき課題についてである。コロナ禍の現状で地域の住民を集めることが難しい状況で課題をどのように見つけるかを考えていく必要がある。

これらのコミュニティ・スクール導入に向けた4つの課題を解決しつつ、コロナ禍においてもコミュニティ・スクールの導入の準備を進めるにはどのようにすればよいかを以下、筆者の勤務校の実践をもとに模索して

いくこととした。

なお、本稿における準備とは、年度内に学校運営の基本方針を仮の形で立てることと、学校運営協議会委員の候補者を選定することを指すこととする。

2. コミュニティ・スクールの導入に向けて

2.1. 学校運営の基本方針について

学校運営の基本方針については、令和3年度まで図1にあるような内容を校長として示してきた。教職員に対しては4月1日の職員会議の冒頭で示し、具体的な内容を説明している。このことについては、どの学校でも大方同じような進め方をしていると考える。

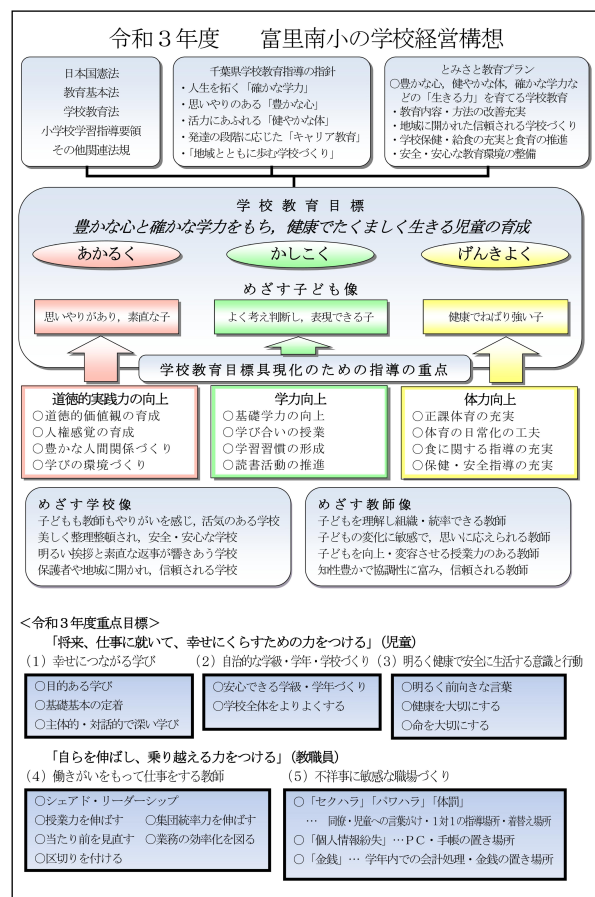


図1 令和3年度本校の学校経営構想

一方、保護者に対しては入学式のしおりやPTA総会資料の中に学校運営の基本方針に関する内容を入れていたが、入学式においてはコロナ感染予防のため時間短縮で実施したことから詳細に説明する時間を設定することをしなかった。また、PTA総会についてもコロナ感染状況を鑑みて、対面にて実施することはなく、総会の内容を書面決議にて実施するという形をとったため、学校経営方針については文書によるものだけであった。地域の住民については学区内の会議が全く開催されて

いないため示す機会はなかった。学校運営の基本方針をこうした文書で示しただけでは、保護者や地域住民にはわかりづらく、コミュニティ・スクールを導入するにあたって、学校が何をしたいのか、地域と何を連携して学校教育を進めていくのかが見えてこない。コミュニティ・スクール導入にあたっては、学校・保護者・地域住民の協働により、子どもたちの健やかなる成長を目指した学校づくりの姿が誰もがわかるような内容であるとともに、協働すべきことが明確であるような学校運営の基本方針である必要があると考える。

コミュニティ・スクールにおいて、学校運営の基本方針をどのように示すべきだろうか。

まず、コミュニティ・スクールを導入したことによる成果を評価できる内容を示すことが必要であろう。先に述べたコミュニティ・スクール導入の成果は学校と地域で情報共有がされたことや学校支援活動が進んだこと等があげられていたが、どのような点で情報共有されたのか、また、学校支援活動がどの分野でどのように行われたのか等を具体的に評価できるようにしなければ成果として見えてこない。

そのためには、学校として解決すべき課題を明らかにして、どれくらい解決できたかということで見えていくことが考えられる。

次に、保護者や地域の住民が成果評価できる課題を見出すことが必要であろう。成果評価できるということは保護者や地域の住民が課題解決に関わることができるということに他ならない。

2.2. 課題解決に向けて留意する点について

コミュニティ・スクールにおける課題解決に向けてはいくつか留意する点があると考ええる。

例えば、先に述べた大槌町の取り組みを取り入れる場合に気をつけなければならないことが一つある。それは「ふるさと科」という教育課程の特例を受けて、コミュニティ・スクールの取り組みを実施しているところである。教育課程の特例を受けているということは大幅に教育課程を変更しているということである。現時点の課題を解決するためには特例措置を受ける程の変更をする必要があるのであれば致し方ないが、そうでなければ現状の教育課程を大きく変えることは避けた方がよいと考える。なぜならば、コミュニティ・スクール導入において教育課程を大きく変えることは管理職や教職員にとって負担が大きくなることが十分考えられるからである。

中央教育審議会（2015）はコミュニティ・スクールの課題として、コミュニティ・スクール指定校の校長の52.4%が「管理職や担当教職員の勤務負担が大きい」と回答しており¹⁰、子どもたちに直接教育を施す教員自身の負担が大きくなり、コミュニティ・スクールの取り組みに水を差す結果になりかねない。千葉県教育庁

（2022）によると、月 45 時間以上の超過勤務になっている小学校教員は 50.9%、中学校教員は 63.8%である。教職員に負担を強いることは避ける必要がある。

課題を解決する過程において、必要に応じて現在の教育課程の内容を修正したり変更したりすることはあっても、新たな内容を追加して負担を増やさないようにするよう考えていきたい。それでなくともコミュニティ・スクールを導入するということ自体が現時点とは異なった内容を追加することになるからである。

次に留意する点であるが、それは課題を解決する中心的役割は誰が担うかということである。

例えば、筆者が教職員に示した図 1 の重点目標の中の「主体的・対話的で深い学び」は今回の学習指導要領では重要視されているが、この課題については教職員が解決する中心的な役割を担っている。

しかし、登下校の安全や防災に関する取り組みを解決する主体は保護者や地域の住民となる。文部科学省（2019）は、登下校の安全に関する業務は基本的には学校以外が担う業務としているから、教員が課題解決の主体ではないと考えられる¹¹。登下校の安全において、教員は教室等で安全指導をすることができても、実際に通学路で事故を防ぐためには保護者や地域の住民の力が大きいからである。

したがって、コミュニティ・スクール導入において、学校運営の基本方針を示す際には課題解決の中心的な役割をどこが担うかはある程度明らかにしておいた方が効果的であると考ええる。保護者や地域の住民を中心的な役割に据えれば、その課題に対しては当事者意識をもって対応していくことが期待できるであろう。

3. 学校運営の基本方針づくりと 学校運営協議会委員の選定

3.1. コミュニティ・スクールで解決する課題について

ここまでの内容や留意事項を踏まえて、具体的に本校の学校運営の基本方針を策定するにあたって、コミュニティ・スクールで解決する課題を考えていくことにする。

まず、自校の課題の洗い出しから始めるが、特に、保護者や地域住民が解決の主体になる課題を先に行う必要がある。ある程度課題が明確になっていなければ学校運営協議会の委員の選定に結びつかないからである。先に挙げた事例をもとに考えていくことにする。

先にふれたが、2021 年 6 月 28 日に富里市の隣、八街市において下校途中の小学生の列にトラックが突っ込み、5 名の児童が巻き込まれ、うち 2 名が死亡するという痛ましい交通事故が起きた¹²。この事故後に当時の菅義偉首相が視察する等、通学路が社会的な問題となり、各学校において通学路緊急調査を行った。

八街市も富里市も道路状況は変わらず、十分な広さが

ある歩道が確保されていない道路が通学路として指定されている箇所が多く、いつこのような交通事故が起きてもおかしくない状況である。こうした状況や4年生以上の多くの子どもたちが自転車通学をしている現状からも登下校の安全については学校のみならず保護者、地域の住民も関心が高いと考える。したがって、登下校の安全に関しては十分本校の課題となり得るであろう。

また、防犯の面でも関心は高いと思われる。なぜならば、2021年11月だけでも4件の不審者情報が成田警察署や富里市教育委員会から寄せられ、保護者等にこのことに対する注意喚起を行うメールを配信しているからである。このことから登下校の安全を含めて子どもの見守り活動も課題となり得るであろう。

さらに、防災の面に関しても同じく関心は高いと思われる。2019年9月9日に千葉県に台風が上陸し、その影響で富里市では1週間程度停電した¹³。富里市ではこの期間臨時休校になるとともに、本校の体育館が避難所となった経験がある。また、同年10月26日も豪雨により富里市内が冠水し、保護者に学校に迎えに来るよう依頼し、直接子どもを引き渡したことがある。今年度も雨が強くなり下校時刻を早めたこともあった。このようなことから防災、特に、風水害については関心が高いことから、防災も課題となり得るであろう。

次は、学校が解決の主体になるとともに、保護者や地域の住民にも関わりをもってもらえる課題を考えていくことにする。

そのためにまず、学校の教育活動における子どもたちの状況について述べる。16学級とも子どもが不必要に離席することなく授業に取り組む等、学級が正常に機能している状態であると言える。給食の時間は準備から片付けまで黙って行動し、清掃時間中も黙って働くことができる等決められたルールを守ろうとする意識は高い。また、暴力行為や破壊行為も無い。学校全体が落ち着いた状態であるといえる。

学習面において校外に公表しているのは2021年度全国学力・学習状況調査の結果であるが、国語・算数ともに全国平均よりも5ポイント以上低い。基礎的基本的な学習内容が定着しておらず、個別指導を必要としている。これは国語・算数だけではなく様々な教科においても同様である。

こうしたことから学力向上も課題となり得る。学力向上の役割を中心的に担うのは教員ではあるが、学習支援をしてくれる外部人材がいれば学力が高まることが期待できる。具体的には、授業中の個別指導や教材作成の支援等が考えられる。富里市では学習支援ボランティアを随時募集しているが、本校で活用可能な人員は1名のみである。

生活面については、先に述べたように落ち着いて学校

生活が送れるようになってはいるが、家庭でゲームやネットに費やす時間が多いという声をよく耳にする。これも全国学力・学習状況調査の質問紙調査によると、「普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどのくらいの時間、テレビやゲーム(コンピュータゲーム、携帯式のゲーム、携帯電話やスマートフォンを使ったゲームを含む)をしますか。」という設問では、4時間以上と回答した子どもが27.4%(全国15.5%)、3~4時間と回答した子どもが17.7%(全国13.5%)で¹⁴、合わせると約45%の子どもが平日にかなりの長時間利用をしていることがわかる。こうしたネット等の長時間利用は富里南中学校区全体でも課題となっている。

2021年11月実施の富里南学園の生徒指導会議ではゲームやネットの長時間利用による弊害に関する内容が話題に上っている。

家庭でのゲームやネット等の長時間利用は課題と言えるとともに、コミュニティ・スクールの取り組みとして富里南学園としても同一歩調で進めていくように提案していきたい。

この他の質問紙調査の結果でコミュニティ・スクールに関連する内容をとりあげると「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあるか。」の設問が考えられる。この設問に対する結果は、「よく考える」が8.1%(全国17.8%)¹⁵であり、地域や社会にしっかりと目を向けているところまではいっていないことが結果から読み取れる。これからの時代を生きる子どもたちには利他的な生き方ができるようにしていきたいと考える。そのためには地域や社会に対する関心を高めることは課題にしていきたいと考える。

ここまででコミュニティ・スクールで取り組む課題を整理すると以下の6点である。

- ①登下校の安全に関する課題
- ②不審者対応等の子どもを取り巻く防犯に関する課題
- ③風水害や地震等の災害に関する課題
- ④学力向上に関する課題
- ⑤家庭でのネット等の利用に関する課題
- ⑥地域や社会に対する関心に関する課題

3.2. 学校運営協議会委員の選定

学校運営協議会委員の選定は重要である。委員は学校の応援団的な存在であるとともに、批判すべきところは批判する等建設的な意見を述べてもらいたい。また、保護者や地域住民から信頼される存在でもあってもらいたい。それぐらいコミュニティ・スクールにおいて課題を解決していくためにも委員の存在は重要だと考える。

佐藤(2016)は学校運営協議会委員についてコミュニティ・スクール指定校の校長に調査し、その結果を集

約したところ、学校運営協議会の委員として校長が期待する委員像を次のように示している¹⁶。

「とにかく会議に出席し、学校をよく理解しながらも、時には批判も口にしてくれる、人生経験のある顔なじみの地域住民で、教員経験のない人」

この委員像を逆に考えてみることで、委員像を明確なものにすることにした。

会議に欠席しがちな方を選んでも肝心なことが決められない。学校をよく理解していない、人生経験が少ない場合には的外れな意見を述べる可能性がある。批判を口にしてくれずに校長の意見にただ同調されても建設的な話し合いができない。顔なじみでないということは、日頃から学校や地域と関わりをもっていないことになり、人となりがわからない。

このことを踏まえ、本校における学校運営協議会の委員像としては、「会議に出席することが可能で、学校を応援する形で様々な視点から意見を述べ、保護者や地域を巻き込んで課題解決を進めてくれる人物」ととらえた。

ただし、コロナ禍により地域の様々な会議が開催されない中で、これらの委員像が全て当てはまる人物を探すのは容易ではない。当然、コロナ禍の状況で学校の都合で地区の区長等主立った人物を集めて会議することも適当ではないと考える。

では、どのようにコミュニティ・スクールにふさわしい委員を探していけばよいのだろうか。

2017 年に社会教育法が改正され、「地域学校協働本部」の協力体制の整備や「地域学校協働本部推進員」を設けることが定められた。「地域学校協働本部」は学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して様々な活動を行う拠点になるところを指す。そして、「地域学校協働本部推進員」とは、この本部の中で地域と学校をつなぐコーディネーターのことである。本来、「地域学校協働本部推進員」がいれば、まずは当員に相談して、委員の選定作業を行うところだが、残念ながら現在、本校の地区には「地域学校協働本部推進員」の存在はない。

この委員像に近いと思われる人物は現在、本校の学校評議員であろう¹⁷。筆者が就任した後も学校評議員だけには無理を言って、年 3 回感染対策を十分にとった上で会議に出席を求めている。短時間での開催ではあったが、ある程度の人となりは理解している。

本校の学校評議員は以下の A、B、C の 3 氏である。

A 氏は現在、民生児童委員と富里南地区の社会福祉協議会の委員を務めており、第 3 次富里市地域社会福祉計画の策定に携わっている。B 氏は過去に青少年相談員を務めており、5 年生の総合的な学習の時間に米づくりを行っているが、その際に中心的に協力して下さっている農業従事者である。C 氏は本校の男性の保護者で、

学区の中学校の PTA 会長を務めており、小学校・中学校どちらの事情にも詳しい。3 名はいずれも学校に対して協力的であるとともに、過去 5 回の会議にて地域の事情を含め様々な意見を述べてくれている。また、3 名いずれも地区が異なり、地域のバランスもとれている。

この 3 名には先に述べたコミュニティ・スクールで解決していく 6 つの課題のどれについて中心的に役割を担ってもらうかを考えてみた。

A 氏は社会福祉に精通していることから、「⑥地域や社会に対する関心に関する課題」が適していると考える。2021 年 7 月に社会福祉計画の策定会議に筆者の参加を求め、社会福祉計画の中で地域と学校とのつながりを模索してくれている。当会議の折りに社会福祉協議会の職員から富里市福祉センターに「とみさとフードバンク」を 9 月に立ち上げるという情報提供があった。教育活動の中に食品ロスをとりあげることがあることから「とみさとフードバンク」と連携することで地域社会とのつながりを子どもたちがもち関心を高めることにつながるのではないかと考える。

このように考えると、B 氏の協力により成り立っている米づくりの学習も、そこで収穫した米で使用しないものについてはフードバンクの活用が考えられることから B 氏も⑥の課題を担ってもらうことも考えられる。その場合には、A 氏には他の課題を担ってもらうことが考えられる。C 氏は中学校でも PTA 会長を務めており、中学校でも大きな課題となっている「⑤家庭でのネット等の利用に関する課題」が適していると考えられる。

①～④の課題については、この 3 名以外の人物をあたることとした。

「①登下校の安全に関する課題」はスクールガードリーダーにあたるのが適切だと考えた。立沢地区において交通量の多い立沢交差点で毎朝交通指導をしているスクールガードリーダーの D 氏に声をかけることにした。

D 氏に本校に来ていただき、学区内の交通指導についての状況を尋ねた。D 氏は 10 年以上前から交通指導に携わっており、その当時は PTA もかなり協力して交通指導をしていたことがわかった。現在でも PTA 活動の一環として輪番制で保護者が通学路で交通量の多い交差点に立って交通指導をしているが、水曜日の朝のみになっている。これも保護者の PTA 活動の負担軽減とのであった。D 氏によると交通指導を行うボランティアが高齢化しており、人数が減少しているとのことであるので、コミュニティ・スクール導入を契機に交通指導を充実させる必要があるようである。このように、登下校の安全に関する課題を話し合うことができ、D 氏は学校運営協議会の委員にふさわしいと考えた。

「②不審者対応等の子どもを取り巻く防犯に関する課題」については、D 氏の情報により学区内に防犯連絡部会があることから防犯指導員に声をかけることにした。防犯指導員は複数名いることから登下校の見守りパ

トロールをされているときに話をすることとした。防犯指導員同士で会議をもつのではなく、互いに連絡し合って定期的に見守りパトロールがなされており、不審者情報があったときには臨時的に見守り活動を増やしていることがわかった。

このように、複数名いる場合にはあせらずに委員にふさわしい人物を選定することとした。コミュニティ・スクールが始まってからでも新たに委員を委嘱することは可能である。

「③風水害や地震等の災害に関する課題」についてはD氏から2019年秋に本校の体育館を会場に富里南地区で防災訓練を行ったとの情報を得た。そして、D氏から過去自衛隊に勤務した経験があり、市の防災課とうまく連携できるE氏が学区内にいることがわかり、E氏を本校にお呼びして話を聴くことにした。

2019年秋に行われた防災訓練は富里南地区の23ある区から区長が中心となっていたことである。日曜日に行ったため、学校の職員や子どもたちの参加はほとんどなかったことであった。当防災訓練は本校の体育館を使用するが、同体育館が避難所であるという理由であり、学校主体の訓練ではないからであろう。

E氏との話の中で、先に述べた2019年の豪雨の際の浸水が話題になった。当時、筆者は富里中学校で勤務しており下校させるべきかどうか迷った。結局、通学路のどこが浸水しているのかが不明なため、保護者の引き取りを依頼することにした。地域住民の方から浸水に関する情報が寄せられるような仕組みができていれば早めに適切な判断ができたと思われる。

このことから防災訓練で集まる23の区から浸水や地震等の被害が学校に寄せられるような仕組みを学区につくっていけば防災に役立つと考えた。

このような話の中、E氏が委員として適当であると思われたがかなりの高齢であり、防犯指導員も現在退かれていますことであったので委員としての選定については躊躇せざるを得なかった。しかしながら、今後の防災訓練の中心になる方が委員の候補になることがわかったのは収穫であった。

「④学力向上に関する課題」についてであるが、学校としては学習支援ボランティアとして多くの方々に関わってもらいたいとの希望がある。コロナ禍であることから保護者に学習支援ボランティアの依頼をしていないこともあるが、先にも述べた通り現在1名しかいない状況である。共働きの保護者が多いため、保護者への依頼は難しい可能性があるが、常時のボランティアではなく、家庭科のミシン作業の補助等、臨時的なボランティアならば可能だという保護者がいるかもしれない。

このように考えると、この課題については保護者に近い方に担ってもらうことが適切と考える。この場合、保護者のネットワークを数多くもつPTA会長やPTAの本部役員が望ましいと考える。PTA会長等はこれまでの

やりとりから委員像に十分当てはまると考える。

2021年11月28日に2年振りに富里南地区の青少年相談員によるイベントが行われた¹⁸。青少年相談員は青少年の育成活動に主体的に関わっている方である。地域の新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いたこともあり、本校の運動場や通学路等を使ったウォークラリー等のゲームに本校の子どもが約140名、保護者が約130名集まった。当イベントについて学校は参加者のとりまとめをしたことや放送機器を貸し出したことのみで、全て青少年相談員6名でイベントを取り仕切っていた。青少年相談員の中のリーダー的な存在であるF氏に、イベントの準備の際に青少年相談員の活動について教えていただいた。F氏は10年以上青少年相談員の活動に関わっており、このようにイベントにおいてリーダーシップを発揮するとともに、総勢約300名の人間を集めることができる人材は貴重であることから、F氏も委員にふさわしいと考えた。

最後は学区の富里南中学校の校長が委員にふさわしいと考える。先のネット等の長時間利用の課題については中学校と連携して取り組んでいく課題であり、その他の登下校の安全や防犯、防災についても共通の課題であることが多いと考える。したがって、中学校の校長を委員とすることは適当であると考えた。

3.2. 学校運営の基本方針の策定について

解決すべき課題を明確にし、課題解決に見合う委員を選定する中で、学校運営の基本方針を策定していった。

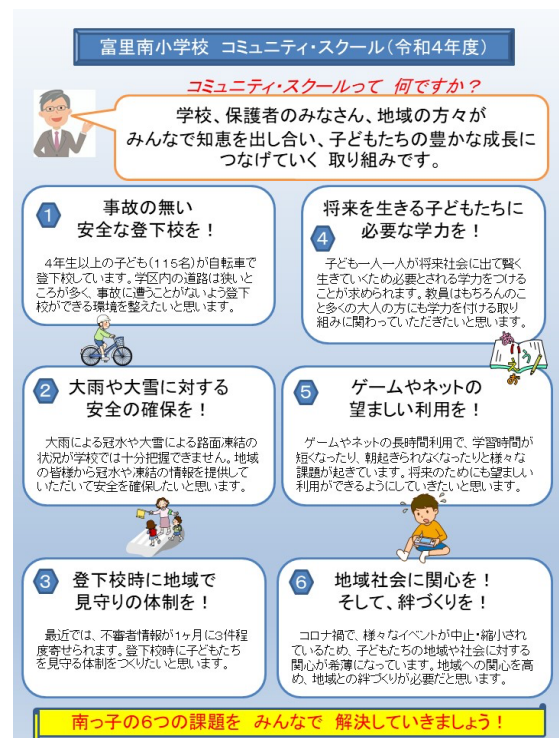


図2 令和4年度コミュニティ・スクール構想図

図 1 の学校経営構想の中には、コミュニティ・スクールで解決すべき課題のみ示し、図 2 の別紙でコミュニティ・スクールの構想を 1 枚にまとめることにした。別紙に入れる主な内容は以下の 3 つである。

- ・コミュニティ・スクール導入の目的とその内容
- ・コミュニティ・スクールで解決していく課題
- ・解決していく課題とした根拠

1 枚にまとめることとしたのは、学校経営構想の中に全てを入れてしまうと、保護者や地域の住民に伝わりにくいと考えたからである。文部科学省 (2015) では「学校運営協議会の存在や活動が保護者・地域にあまり知られていない」という課題をあげている。

したがって、コミュニティ・スクールの目的や活動を保護者や地域住民に知ってもらうように広報の仕方に工夫が必要となり、その一つとしてコミュニティ・スクールの構想を 1 枚にまとめる方法をとることを考えたのである。図 2 はその案である。

1 枚にまとめることだけでは、先に示した課題を解決するには到底至らない。地域の回覧板に載せるとともに、コロナ禍が明ければ、校長が地域や PTA の会合に積極的に出向いて説明していく必要があるだろう。また、校長がコミュニティ・スクールについて説明する動画を作成して、いつでも誰も見えるような工夫も必要だろう。

なお、図 2 の案は完成版ではない。4 月を迎える前に予定している学校運営協議会委員に集まってもらい、そこである程度のコンセンサスを取り、校長が 4 月の職員会議で示す学校経営構想が後に大きく変わることがないようにしなければならない。もちろん 2 月、3 月の段階でコロナウイルス感染症が拡大して、緊急事態宣言等が県から示されれば、また委員一人一人に説明して回らなければならない。

4. コミュニティ・スクール導入に向けた準備に関する考察

ここまでコミュニティ・スクールの導入に向けた準備の実際について述べてきたが、その手順を以下の通り整理した。

- ① コミュニティ・スクールの内容や導入にあたっての手順等について理解する。
- ② コミュニティ・スクールで解決すべき課題が何かを、これまでのコミュニティ・スクール等の事例をもとに自校の課題を想定する。
- ③ 自校の教育活動の経緯からコミュニティ・スクールで解決すべき課題を仮に設定する。

- ④ 課題を解決するために必要な委員を想定する。
- ⑤ 校長と委員一人一人が面談し、課題に関する話をするとともに委員の依頼を行う。
- ⑥ 保護者や地域の住民向けに、コミュニティ・スクールの説明と解決すべき課題を根拠とともに示した内容を 1 枚の紙にまとめる。
- ⑦ 2 月から 3 月までの間に委員の候補者を集めて、コミュニティ・スクールで承認を得る学校運営の基本方針を仮という形で示し、次年度の 4 月からの大まかな活動の流れを説明する。

冒頭で述べたコミュニティ・スクールを導入するにあたっての 3 つの課題の一つである学校運営の基本方針の示し方やその内容については、保護者や地域の住民が理解できるか、また、その内容が妥当かどうかについては委員の候補者を集めてすることで検討していく必要があるだろう。

校長と個々の委員との面談だけでは、地域の実情等気がつかないこともあり、様々な意見を聞いて加筆修正する必要がある。また、こうした話し合いをすることで共通理解することにもつながると考える。

このことは、2 つめの課題にあげた学校運営の基本方針の承認にも関わる。

この場で仮の案に共通理解できていれば、1 回目の学校運営協議会の会議で正式な学校運営の基本方針の承認につながるであろう。もちろん話し合いの中で異論が出た場合にもそのことを踏まえて修正をしていけばよいだろう。

ただし、この話し合いの中で委員に対して重々伝えておかなければならないことが 3 月末で人事異動により校長が交代することが考えられる点である。一般的に、校長が交代すれば当然学校経営は大なり小なり変わるものである。そうすると、仮の案が承認されていても学校運営の基本方針に変更があることが考えられる。

この点については予め委員に理解を得ておかなければ学校運営の基本方針に変更があった場合に校長と委員の間で軋轢を生むことにつながりかねない。つまり、コミュニティ・スクールを円滑に進めることが難しくなるということである。

最後に、三つ目の課題にあげた委員の選定であるが、導入準備の時期がコロナ禍であるかそうでないかは変わるところがある。

もしコロナ禍でないならば、地域の住民を来賓として入学式や卒業式、運動会等の学校行事に呼ぶことができるため、地域での役割や人となりを把握することができる。また、校長や教頭が積極的に地域の会合等に出て、同様のことが可能になる。そうすると、こうした場で学校と地域で人脈を築くことができるのでコロナ禍よりは選定がしやすくなると考える。

しかし、今年度、また、状況によっては来年度以降も学校行事に来賓として地域の住民を呼ぶことができなかったり、地域の会合が開催されなかったりするならば人脈が築きづらい。

ただ、コロナ禍で保護者や地域の住民とのつながりを持ちづらい環境下であろうがなかろうが、コミュニティ・スクールによって学校や地域の課題を解決していくことを考えると、④⑤の手順を踏みながら最終的に校長や教頭が委員一人一人と話をした方がコミュニティ・スクールに関する学校側の意図が伝わると考える。

今後は、多くの学校でコミュニティ・スクールが始まっていくであろう。コミュニティ・スクールの導入により、学校が抱える課題を保護者や地域の住民とともに解決することを通して「地域とともにある学校」を目指していかなければならない。

- ¹ 文部科学省（2021a）、p.2
- ² 富里市教育委員会（2021）、pp.14-15
- ³ 文部科学省（2018）、p.2
- ⁴ 文部科学省（2018）、p.7
- ⁵ 佐藤（2016）、pp.85-86
- ⁶ 2016年に行われた「地域とともにある学校づくり」推進フォーラムで報告された内容である。https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/suishin/detail/_icsFiles/afildfile/2016/09/05/1375469_01_1.pdf (2021年12月26日最終確認)
- ⁷ 文部科学省（2016）、pp.35-36
- ⁸ 千葉県教育庁教育振興部生涯学習課学校・家庭・地域連携室（2020）、pp.6-7
- ⁹ 神奈川県総合教育センター（2018）、p.37
- ¹⁰ 中央教育審議会（2015）、p.14
- ¹¹ 文部科学省（2019）、p.1
- ¹² 千葉日報 2021年6月28日「八街で小学生の列にトラック 朝陽小児童5人死傷 過失傷害容疑で男逮捕、飲酒運転か 同校5年前にも事故」<https://www.chibanippo.co.jp/news/national/806241> (2021年12月27日最終確認)
- ¹³ ウェザーニュース 2019年9月12日「9月8～9日、首都圏で記録的暴風となった台風15号について」<https://jp.weathernews.com/news/28944/> (2021年12月27日最終確認)
- ¹⁴ 文部科学省・国立教育政策研究所（2021）、p.13
- ¹⁵ 同上、p.26
- ¹⁶ 佐藤（2016）、p.138
- ¹⁷ 学校評議員制度は学校教育法施行規則に定められており、校長の求めに応じて、保護者や地域の方々の意見を幅広く聞くために設けられた制度である。
- ¹⁸ 青少年相談員制度とは千葉県に設けられている制度であり、青少年と真に一体となり、共に喜び、共に語り、青少年の健全育成を推進するため、県知事から委嘱を受け様々な活動をしている。<https://www.pref.chiba.lg.jp/kkbunka/kenzenikusei/soudan/soudanin.html> (2021年12月28日最終確認)

引用文献

- 神奈川県総合教育センター（2018）「学校と地域の連携・協働の在り方に関する調査研究」、『神奈川県立総合教育センター研究集録』、37集、pp.35-42
https://edu-ctr.pen.kanagawa.ed.jp/kankoubutu/h29/shuroku37/shuroku37_05.pdf (2022年1月8日最終確認)
- 佐藤晴雄（2016）『コミュニティ・スクール＜増補改訂版＞「地域とともにある学校づくり」の実現のために』、株式会社

- エイデル研究所
 千葉県教育庁教育振興部生涯学習課学校・家庭・地域連携室（2020）「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）導入ガイドダンス」
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shougaku/renkei/chiba-community/documents/chibaken-CS-gaidansu-shityouson-R2.7.1.pdf> (2021年12月26日最終確認)
- 千葉県教育庁教育振興部教職員課（2022）「令和3年度第2回「教員等の出退勤時刻実態調査」の結果について【概要】」
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/syokuin/kanri/documents/r3-12kinnmuzittai-gaiyou.pdf> (2022年3月2日最終確認)
- 中央教育審議会（2015）「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afildfile/2016/01/05/1365791_1.pdf (2021年12月26日最終確認)
- 富里市教育委員会（2021）「令和3年度とみさと教育プラン」
https://www.city.tomisato.lg.jp/cmsfiles/contents/0000001/1787/R3kyoiku_plan.pdf (2021年12月27日最終確認)
- 文部科学省（2016）「地域と学校の連携・共同の推進に向けた参考事例集」
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/jirei/sankojirei.pdf> (2021年12月26日最終確認)
- 文部科学省（2017）「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について」
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/yosan/cs/47jou6.pdf> (2022年1月8日最終確認)
- 文部科学省（2018）「コミュニティ・スクール2018 ～地域とともにある学校づくりを目指して～」
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afildfile/2018/09/03/1408715_04.pdf (2021年12月26日最終確認)
- 文部科学省（2019）「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatakakikata/_icsFiles/afildfile/2019/03/18/1414498_1_1.pdf (2021年12月26日最終確認)
- 文部科学省（2021a）「令和3年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査について（概要）」
https://www.mext.go.jp/content/20211122-mxt_chisui01-000018965_1.pdf (2022年1月31日最終確認)
- 文部科学省（2021b）「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行について（通知）」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/suishin/detail/1312894.htm (2022年1月8日最終確認)
- 文部科学省・国立教育政策研究所（2021）「令和3年度全国学力・学習状況調査報告書（質問紙調査）」
https://www.nier.go.jp/21chousakekkahoukoku/report/d_ata/21qn.pdf (2021年12月27日最終確認)